

# 福祉医療費受給券・助成券の

## 更新手続きをお忘れなく

現在、有効期限が平成26年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

### 【手続き期間】

7月23日(水)～30日(水)  
8時30分～17時15分(土日を除く)

臨時・延長窓口をご利用ください

- 土曜日：水口庁舎で手続きができます  
7月26日(土) 8時30分～16時30分
- 延長窓口：水口庁舎で手続きができます  
7月29日(火) 17時15分～19時

該当の方へは、7月中旬に個人あてに通知しています。通知のない方で該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

### 1. 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

#### 【受給資格】

- それぞれ所得制限があります
- 重度心身障害者(児)(65歳未満)
- 身体障害者手帳1～3級所持者

- ・ 知的障害の程度が重度の方
  - ・ 身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
  - ・ 特別児童扶養手当1級支給対象児童
- ※65歳～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。

#### ● 重度心身障害者(後期高齢者)医療制度の該当者

- ・ 身体障害者手帳1～3級所持者
- ・ 知的障害の程度が重度の方
- ・ 身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方

#### ● 母子・父子家庭(65歳未満)

- ・ 18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子

#### ● ひとり暮らし寡婦(65歳未満)

- ひとり暮らし高齢寡婦(65歳～69歳)
- ・ 配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いていること、今後その状態が継続すると見込まれる方

- 老人(65歳～69歳)
- ・ 本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市町村民税が課税されていない方

#### ● 小中学生(通院医療費助成)

- ・ 市町村民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯に属する小中学生

### 2. 精神科通院医療費受給券・助成券の手続き

#### 【受給資格】

- それぞれ所得制限があります
- 重度精神障害者(児)(65歳未満)
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療(精神通院医療)を受けておられる方
- ※65歳～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。
- 重度精神障害者(後期高齢者)医療制度の該当者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療(精神通院医療)を受けておられる方

### 福祉医療費受給券の交付申請手続きを

## 老人福祉医療費助成制度を拡大

老人福祉医療費助成制度が拡大されました。該当する方は、福祉医療費受給券の交付申請手続きをしてください。

#### 【受給資格】

- 老人(70～74歳)
- ・ 平成26年4月2日以降に70歳の誕

#### 【手続き期間】

8月1日(金)～7日(木)  
8時30分～17時15分(土日を除く)

生日を迎えられた方で、本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに市町村民税が課税されていない方

## 申請をお忘れなく 国民健康保険限度額適用・ 標準負担額減額認定証

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院および外来受診をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額までとなる制度(限度額適用)が利用できます。

また、現在認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請してください。

#### 【申請方法】

- 受付開始日/8月1日(金)
  - 申請場所/保険年金課または旧支所の地域市民センター
  - 持参するもの
    - ・ 保険証
    - ・ 課税証明書(平成26年1月1日に甲賀市に住所のない方)
- ※申請されても保険税の未納がある場合は、交付を受けられない場合があります。
- ※70歳から74歳の国民健康保険前期高齢者の方は、高齢受給者証で所得区分の確認ができるため、住民税非課税世帯の方のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

保険年金課 国保年金係  
☎65-0688 / ☎63-4618

## 甲賀市障がい者就労支援部会を設立

昨年施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市では、推進目標を定めた方針を策定し、物品の調達や公園の草刈業務など、障がい者就労施設等への発注を進めてきました。

このたび、市内の障がい者就労施設等、11機関で構成された「甲賀市障がい者就労支援部会」として、市などから発注する業務を一括して受注できる窓口が設立されました。

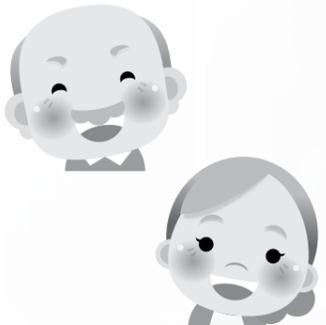
市も優先的に当部会への発注を行うほか、企業等に対しても広く呼びかけを行ってまいります。障がい者の就労支援について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成25年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績は次のとおりです。

- ◆ 調達金額 / 202万7,422円 (目標金額: 150万円以上)
- ◆ 受注業務 / 物品(食品類・啓発物品)、役務(クリーニング、草刈・清掃業務など) 計18件
- ◆ 平成26年度調達目標金額 / 430万円以上

障がい福祉課 自立支援係  
☎65-0702 / ☎63-4085

問い合わせ  
保険年金課 後期高齢者医療係  
☎65-0688 / ☎63-4618



問い合わせ  
保険年金課 国保年金係  
☎65-0688 / ☎63-4618

限が7月31日であるため、8月1日からお使いいただく新しい受給者証を7月下旬に郵送でお届けします。

ご自宅に届きましたら、お名前等間違いがないかご確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院・薬局の窓口への提示をお願いします。

新しい国民健康保険  
高齢受給者証をお届けします  
現在お持ちの高齢受給者証の有効期

問い合わせ  
保険年金課 後期高齢者医療係  
☎65-0688 / ☎63-4618



新しい被保険者証はうぐいす色です。二つ折にして使います。

見本

現在お使いの被保険者証は、7月31日をもって有効期限が終了します。8月1日からは後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。

7月中旬に簡易書留郵便で新しい被保険者証をお届けします。8月1日から、今お持ちの被保険者証は使えませんで、ご注意ください。

後期高齢者医療保険に  
加入の皆さんへ

新しい被保険者証を  
お届けします